

令和 8 年度 第 1 回 高等学校入学者選抜審議会

日時 令和 8 年 7 月 22 日（水）午後 2 時～

場所 行政庁舎 9 階 第一会議室

次 第

1 開 会

2 諮 問

- (1) 令和 10 年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について
- (2) 令和 10 年度宮城県立高等学校入学者選抜日程について

3 審 議

- (1) 令和 10 年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について
- (2) 令和 10 年度宮城県立高等学校入学者選抜日程について

4 報 告

- (1) 令和 8 年度宮城県公立高等学校入学者選抜結果について
- (2) 令和 9 年度宮城県公立高等学校入学者選抜について
 - ①募集定員
 - ②日程等
- (3) 全国募集について
専門委員会全国募集の在り方部会 審議まとめ（中間報告）

5 その他

6 閉 会

【 資 料 】

- 資料 1 諮問（写し）
- 資料 2 宮城県立高等学校入学者選抜日程について
- 資料 3 令和 8 年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果について
- 資料 4 令和 8 年度公立高等学校入学者選抜学力検査の分析結果
- 資料 5 令和 9 年度公立高等学校入学者選抜について
- 資料 6 専門委員会全国募集の在り方部会 審議まとめ（中間報告）

高等学校入学者選抜審議会条例

(昭和28年3月28日条例第40号)

最終改正 平成24年12月条例第71号

第1条 教育委員会の諮問に応じ、高等学校の通学区域の検討、入学者の選抜の方法及びその実施並びに学力検査問題の作成について調査審議するため、高等学校入学者選抜審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第2条 審議会は、30人以内の委員で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置く。

第3条 委員及び専門委員は、学校の教職員、総合教育センターの職員、教育庁の職員及び学識経験者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

第4条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、任期中においても当該委員を解職することができる。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査研究が終了したときは、退任するものとする。

第5条 審議会に、委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

第6条 審議会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

第7条 この条例に定めるものを除く外、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年10月11日条例第27号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月20日条例第71号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

令和8年度 第1回高等学校入学者選抜審議会 名簿

(審議会委員)

No.	氏 名	現 職	備 考
1	田端 健人	宮城教育大学教職大学院 教授	
2	久保 沙織	東北大学大学院教育学研究科 准教授	欠席
3	山田 美都雄	宮城教育大学教育学部初等教育専攻 准教授 アドミッションオフィス兼務教員	
4	千葉 鉄也	仙台経済同友会 事務局長	
5	瀧口 愛美	宮城県高等学校PTA連合会 常任理事 宮城県宮城広瀬高等学校 PTA 会長	
6	笠原 由佳	宮城県 PTA 連合会 副会長	
7	平塚 隆	女川町教育委員会 教育長	
8	芳賀 亨	仙台市教育局学校教育推進部教育指導課 課長	
9	加藤 聖一	秀光中学校 校長	
10	菅原 栄治	宮城教育大学附属中学校 校長	
11	花田 義輝	仙台市立長町中学校 校長	
12	猪股 智秋	名取市立増田中学校 校長	
13	早坂 重行	宮城県仙台第二高等学校 校長	
14	勅使瓦 理恵	宮城県名取高等学校 校長	
15	菅原 紀子	宮城県田尻さくら高等学校 校長	
16	菊田 英孝	宮城県総合教育センター 所長	

(教育庁)

教育委員会	副教育長	大宮司 昭倫
義務教育課	課長	山尾 健一
高校教育課	課長	千葉 忠幸
高校教育創造室	室長	永田 靖和

令和8年度 高等学校入学者選抜審議会 座席図

行政庁舎9階 第一会議室

